

一般法人に関するアンケート調査 報告書から見えてきたこと



グッドガバナンス認証

非営利組織評価センター
JAPAN CENTER FOR NPO EVALUATION

2021年8月 Ver.02

※セミナーで使用した資料を一部改訂しています。



1. (一財) 非営利組織評価センターの紹介
2. 一般法人に関するアンケートの概要と一般法人の区分の整理
3. アンケート調査結果から見えてきた一般法人の平均像
4. アンケート調査結果の概要 (調査報告書からの抜粋)
5. アンケート調査結果から考えるガバナンス上の課題とJCNEベーシックガバナンスチェックの活用
6. 【参考】JCNEの組織評価・認証制度

【お問合せ先】

(一財) 非営利組織評価センター事務局 Mail office@jcne.or.jp



(一財) 非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員7名 理事8名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤1名

現在は、日本財団の助成金で運用

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



JCNEの設立発起人

設立発起人 ※五十音順



株式会社
ALMACREATIONS



特定非営利活動法人NPO
サポートセンター



特定非営利活動法人岡山
NPOセンター



特定非営利活動法人
CANPANセンター



特定非営利活動法人 き
ょうとNPOセンター



公益財団法人 公益法人
協会



特定非営利活動法人 シ
ーズ・市民活動を支える
制度をつくる会



一般財団法人 社会的認
証開発推進機構



一般社団法人 全国コミ
ュニティ財団協会



特定非営利活動法人 せ
んだい・みやぎNPOセン
ター



一般財団法人地域公共人
材開発機構



公益財団法人トヨタ財団



公益財団法人 日本財団



一般社団法人 日本障害
者就労支援協会



認定特定非営利活動法人
日本ファンドレイジング
協会



日本の組織評価認証機関として



International Committee on Fundraising Organizations
The association of national charity monitoring agencies



ICFO（設立1958年） <https://www.icfo.org/>

ヨーロッパ、北・中・南米、アジアなどの20か国の機関で構成される。

2017年、JCNEは日本の組織評価認証機関として正式加盟。

毎年、全ての国の機関が集まり、総会で評価認証に関する研修会を実施。

寄付額増加への効果や各国の評価基準についての意見交換を実施している。



世界の組織評価認証機関

- 諸外国では「チャリティ団体の評価認証」が実施され、情報公開が評価機関と政府の協力の元に行われている。

CCCC Canadian Council
of Christian Charities

DZI German Central Institute
for Social Issues

China Charity
Information Center

Charity Navigator

Comité de la Charte



BBB



Fundación Lealtad



Charity Tuner

wise Giving Alliance



Construyendo organizaciones



Instituto Phomenta

Credibility Alliance



台灣公益團體自律聯盟
Taiwan NPO Self-Regulation Alliance



Philippine Council
for NGO Certification



OBJECTIVES (目的)

組織運営を評価・公開

改善のためのフィードバック

Vision (目指すこと)

社会からの信頼性向上

非営利組織の力量・質の向上

Goal (目標)

非営利組織による社会課題の解決





一般法人に関する アンケートの概要と 一般法人の区分の整理



一般法人に関するアンケート調査報告書

一般法人（一般社団法人、一般財団法人）を対象に実施したアンケート調査の結果をとりまとめた調査報告書を作成しました。NPO法人や公益法人に比べて、その経営実態がわからないと言われている一般法人について、組織、事業、財務等の法人情報を調査するために行ったものです。

今回は、当センターのネットワーク等を通じて実施したもので、約7万団体ある一般法人のうち、回答団体数154団体とごく限られた母数のアンケート調査となっていますが、一般法人の経営実態の一部を垣間見ることができる調査報告書となっています。

「一般法人に関するアンケート調査報告書」

<https://jcne.or.jp/2021/08/02/report-7/>



アンケート調査の背景

- ① 2021年4月現在、一般社団法人63,336法人、一般財団法人7,404法人、合計で70,740法人。NPO法人は50,905法人。
- ② 一般法人は法令上、目的や事業に関する規定を欠くため、違法でない限りどのような目的・事業であっても行うことが可能。
- ③ 特定の個人・法人の利益（私益）、特定のグループ・集団の利益（共益）、不特定多数の人々の利益（公益）の増進を目的とし、それを達成するための様々な事業を実施することが可能。
- ④ 一般法人には所轄庁というものがなく、法人側にとって組織、事業、財務等一切の書類を提出する義務がないため、目的・事業を始めとしてあらゆる法人情報が統計的に世の中に存在していない。
- ⑤ 税制上区分される普通型法人（株式会社同様特別の税制優遇のないタイプ）、非営利型法人（非営利徹底型と共益型、いずれも収益事業課税となるタイプ）の区分についてもそれぞれの数を知るすべがない。※別シートで詳細説明あり



一般法人を対象としている制度による非営利型法人と普通型法人の使い分け

- 省庁や自治体の補助事業や入札
株式会社も対象にしているものは、非営利型かどうかの区分はない。
- NPOを対象にした助成プログラム
非営利型に限定しているものが一定程度ある（統計はなし）。
- NPO支援サービス
無料や割引サービスについて、主にNPO法人のみの限定だったが、最近是一般法人も対象になっている。但し、一般法人は非営利型に限定しているケースがほとんど。
- 日本政策金融公庫
ソーシャルビジネス支援の融資は一般法人も利用可。区分はない。
- 信用保証協会
中小企業の融資をサポートする信用保証協会は事業型NPO法人は利用可だが、そもそも一般法人は利用できない。



一般法人の税制上の区分

国税庁「一般社団法人・一般財団法人と法人税」より

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/koekihojin/01.htm>

1 公益社団法人・公益財団法人

法人税法上の収益事業から生じた所得が課税対象となります。なお、公益目的事業は収益事業から除かれているため、公益目的事業から生じた所得は課税対象になりません。

2 一般社団法人・一般財団法人

① 法人税法上の非営利型法人の要件を満たすもの（非営利型法人）

公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります。

② ①以外のもの（非営利型法人以外の法人）

普通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

○ 課税所得の範囲

	公益社団法人 公益財団法人	公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人	
		非営利型法人	非営利型法人以外の法人
法人税法上の法人区分	公益法人等		普通法人
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得が課税対象(注)		全ての所得が課税対象

(注) 公益社団法人・公益財団法人の公益目的事業から生じた所得は課税対象になりません。



2種類の非営利型法人

類 型	要 件
<p>① 非 営 利 性 が 徹 底 さ れ た 法 人 <small>(法人税法2九の二イ、法人税法施行令3①)</small></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。 3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
<p>② 共 益 的 活 動 を 目 的 と す る 法 人 <small>(法人税法2九の二ロ、法人税法施行令3②)</small></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。 2 定款等に会費の定めがあること。 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。 5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。 6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。



アンケートの送付先

- ①公益コミュニティサイト「CANPAN」に登録されている一般法人
- ②（一財）非営利組織評価センター(以下JCNE)の名刺データや評価団体から抽出した一般法人
- ③JCNE役職員を通じて抽出した一般法人
- ④助成財団の協力のもと案内を送付した一般法人
- ⑤中間支援組織の協力のもと案内を送付した一般法人

【ポイント】

- ◆直接、JCNEよりメールでアンケートを送付した団体の大半はCANPAN登録団体。
- ◆CANPAN登録団体は、日本財団への助成金申請を行うために登録した団体が多い。従って、活動分野や財源などにその傾向が出ている可能性がある。



アンケート概要

	一般社団法人	一般財団法人	合計
統計法人数	63,336 (90%)	7,404 (10%)	70,740
アンケート送信数	1,643 (88%)	223 (12%)	1,866
有効回答数	140 (91%)	14 (9%)	154

統計法人数に対するアンケート送付数の割合は2.6%

アンケートの有効回答数の割合は8.2%

統計法人数に対する有効回答数の割合は0.2%

統計的に有意の傾向値が探れたとまでは言えない

※統計法人数は国税庁法人番号データベースより



回答法人の区分

税制上の区分		一般社団法人	一般財団法人	小計
非営利型		97 (69%)	11 (73%)	108 (70%)
内訳	非営利徹底型	76 (54%)	10 (72%)	86 (56%)
	共益型	21 (15%)	1 (7%)	22 (14%)
普通型		28 (20%)	1 (7%)	29 (19%)
いずれに該当するか不明		15 (11%)	2 (14%)	17 (11%)
合計		140	14	154

- ◆一般財団法人では元入れ金（当初の基本財産充当）も法人税法上の課税所得とされることもあってからか、普通法人型は1件のみであった。
- ◆どの区分に該当するかを現時点では不明とする法人が17法人（有効回答法人のうち11%）も存在しており、税制上の区分について現状認識が希薄な法人が一定数存在することが分かった。
- ◆アンケート対象がCANPAN登録団体で非営利事業を行っている団体が大半のため、非営利型法人が多かったと思われる。





アンケート調査結果から 見えてきた一般法人の平均像



結果から見た一般法人の平均像①

項目	内容	割合
法人格	一般社団法人	91%
税制区分	非営利徹底型	56%
設立経過年数	5年以上、10年未満	43%
支出規模	1~5千万円	37%
雇用者数	0人	27%
社員数	4人以上	49%
理事数	4人以上	51%
監事数	1人	40%
社員総会数	年1回	75%
理事会数	年2回もしくは年4~5回	17%
会計基準	企業会計原則	47%



結果から見た一般法人の平均像②

項目	内容	割合
事業内容	社会福祉関係	36%
主たる財源	自主事業	31%
規程の整備状況	備えているが、一部不足していると考えている	42%
財務諸表公開状況	一般には公開していない	47%
予算・事業計画策定状況	事業計画および予算のいずれも策定している	71%
公益認定取得計画	予定又は希望していない	67%
法人経営上の困りごと	事業を行うための資金が十分ではない。あるいは、安定していない。	64%
JCNE認知状況	聞いたことはあるが、中身はよく分からない	37%





アンケート調査結果の概要 (調査報告書からの抜粋)



設立年数

設問は一般法人設立後の経過年数としていて、任意団体やNPO法人としての設立後経過年数は含んでいない。しかし、回答者の理解によってこれらの経過年数を含めた回答になっている可能性もありうる。

	一般社団法人	一般財団法人	合計
10年以上	22 (16%)	8 (57%)	30 (20%)
5年以上、10年未満	63 (45%)	3 (22%)	66 (43%)
3年以上、5年未満	29 (21%)	1 (7%)	30 (20%)
1年以上、3年未満	23 (16%)	1 (7%)	24 (15%)
1年未満	3 (2%)	1 (7%)	4 (2%)
合計	140	14	154



支出規模

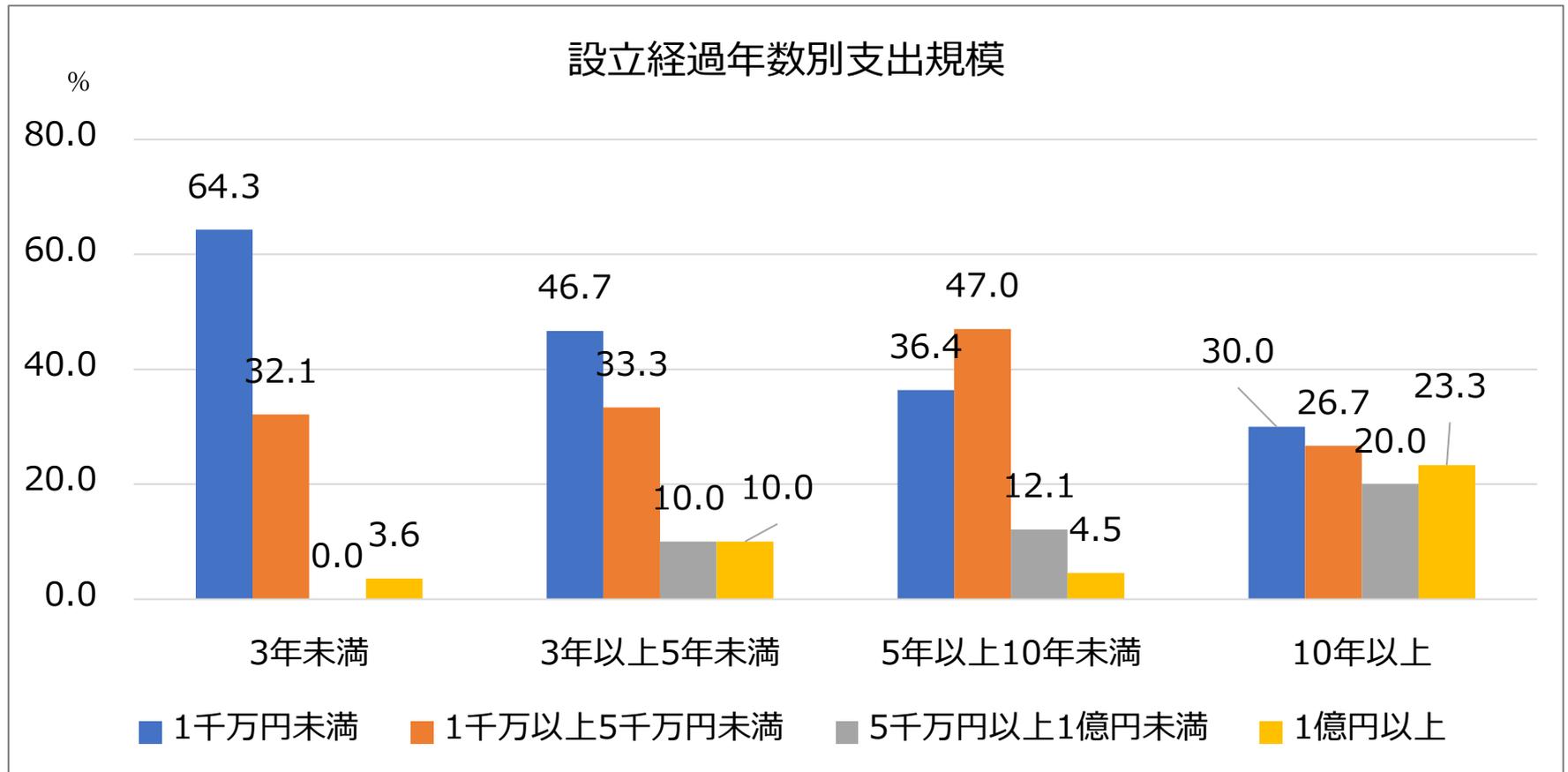
一般社団法人の場合、「3百万円未満」から「1~5千万円」の金額帯で約8割を占めている。

	一般社団法人	一般財団法人	合計
3百万円未満	29 (21%)	1 (7%)	30 (19%)
3百~1千万円	33 (23%)	2 (14%)	35 (23%)
1~5千万円	53 (38%)	5 (36%)	58 (37%)
5千万~1億円	16 (11%)	1 (7%)	17 (11%)
1~5億円	7 (5%)	4 (29%)	11 (7%)
5~10億円	1 (1%)	—	1 (1%)
10億円以上	1 (1%)	1 (7%)	2 (2%)
合計	140	14	154



設立経過年数別の支出規模

設立後日の浅い3年未満の法人では、1千万円未満の支出規模が64.3%と3分の2強を占めるが、以後経過年数が長くなるにつれてその割合が低下し、逆に1千万円以上の支出規模が増加する傾向がはっきり見て取れる。



事業内容

二桁の法人数となっている事業内容のみを抜粋。なお、CANPAN登録団体そのものが社会福祉関係団体の登録が多い。

	一般社団法人	一般財団法人	合計
社会福祉関係	55 (39%)	1 (7%)	56 (36%)
教育関係	23 (15%)	—	23 (15%)
地域社会貢献活動・団体	13 (10%)	1 (7%)	14 (9%)
児童・青少年の健全育成	7 (5%)	4 (30%)	11 (7%)

社会福祉関係／健康維持・増進団体等／医療施設・病院等／教育関係／学会・学術団体／研究・分析関係／助成・表彰／児童・青少年の健全育成／美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園／芸術・文化関係／スポーツ関係／地域社会貢献活動・団体／環境保護／災害・地域安全／国際協力／産業創造・企業経営、起業支援／業界団体／同一資格者団体／免許・資格付与・検査・検定／互助・共済、親睦団体／会館運営／行政関連／非営利組織支援団体／その他



アンケート項目の選択肢

- ① 事業の目的、目指すところ（ミッション、ビジョンなど）が徹底されていない。
- ② 事業を行うための資金が十分ではない。あるいは、安定していない。
- ③ 事業を行うための人が足りない。（雇用が定着しない場合や、経験者・専門家が不足している場合を含みます。）
- ④ 組織が出来上がっていない。意思決定や業務遂行の仕組みが不安定。
- ⑤ 外からの支援を十分に得られていない。（資金的支援、ノウハウ獲得のための支援、事業提携など。）
- ⑥ 事業に対する行政からの制約や法律上の制約が大きい。（申請や報告の事務負担が大きい場合を含みます。）
- ⑦ 事業の後継者がいない。あるいは事業の前責任者からの引継ぎがうまく行っていない。
- ⑧ 経営、組織運営に際しての相談相手がいない。
- ⑨ その他、経営や組織運営に関して困難、心配なことがある。
- ⑩ 経営や組織運営に関して、特段、困っていること、心配なことはない。



支出規模別の法人経営上の困りごと

2割以上の団体が困りごととして挙げた項目の抜粋。

※報告書記載の%は回答数に対する割合だが、この資料では団体数に対する割合に変更している

	3百万 円未満	3百～ 1千万 円	1～5 千万円	5千万 ～1億 円	1～5 億円	5～10 億円	10億 円以上	合計
事業を行うための資金が十分ではない。 あるいは、安定していない。	20 (67%)	28 (80%)	37 (64%)	9 (53%)	4 (36%)	—	—	98 (62%)
事業を行うための人材が不足している。	17 (57%)	15 (43%)	27 (47%)	7 (41%)	3 (27%)	—	—	69 (45%)
外部からの支援の機会を十分に得られていない。	5 (17%)	14 (40%)	17 (29%)	4 (24%)	2 (18%)	—	—	42 (27%)
意思決定や業務遂行の仕組みが不安定。	8 (27%)	10 (29%)	11 (19%)	5 (29%)	—	—	1 (50%)	35 (23%)
団体数	30	35	58	17	11	1	2	154



主たる収入源の分布

主たる収入源については、1つあるいは2つを回答してもらう形式の設問である。割合は回答数と団体に占める割合を掲載。

	一般社団法人	一般財団法人	合計
自主事業	74(31%/53%)	8(33%/57%)	82(31%/53%)
会費	43(18%/31%)	1(4%/7%)	44(17%/29%)
寄付金	14(6%/10%)	4(17%/29%)	18(7%/12%)
行政からの受託事業	37(15%/26%)	4(17%/29%)	41(16%/27%)
補助金	28(11%/20%)	1(4%/7%)	29(11%/19%)
民間助成金	38(16%/27%)	4(17%/29%)	42(16%/27%)
資金運用	1(1%/1%)	2(8%/14%)	3(1%/2%)
その他	3(2%/2%)	—	3(1%/2%)
合計	238回答/140団体	24回答/14団体	262回答/154団体



雇用者数

設問は雇用契約をしている職員数を聞いている。なお、最近は業務委託で業務に従事してもらうケースも増えているが、この回答には含まれていない。

	一般社団法人	一般財団法人	合計
0人	42 (30%)	—	42 (27%)
1人~3人	32 (22%)	6 (43%)	38 (25%)
4人~5人	16 (11%)	3 (22%)	19 (12%)
6人~10人	19 (14%)	1 (7%)	20 (13%)
11人~20人	15 (11%)	2 (14%)	17 (11%)
21人~50人	15 (11%)	1 (7%)	16 (10%)
51人~100人	—	1 (7%)	1 (1%)
101人以上	1 (1%)	—	1 (1%)
合計	140	14	154



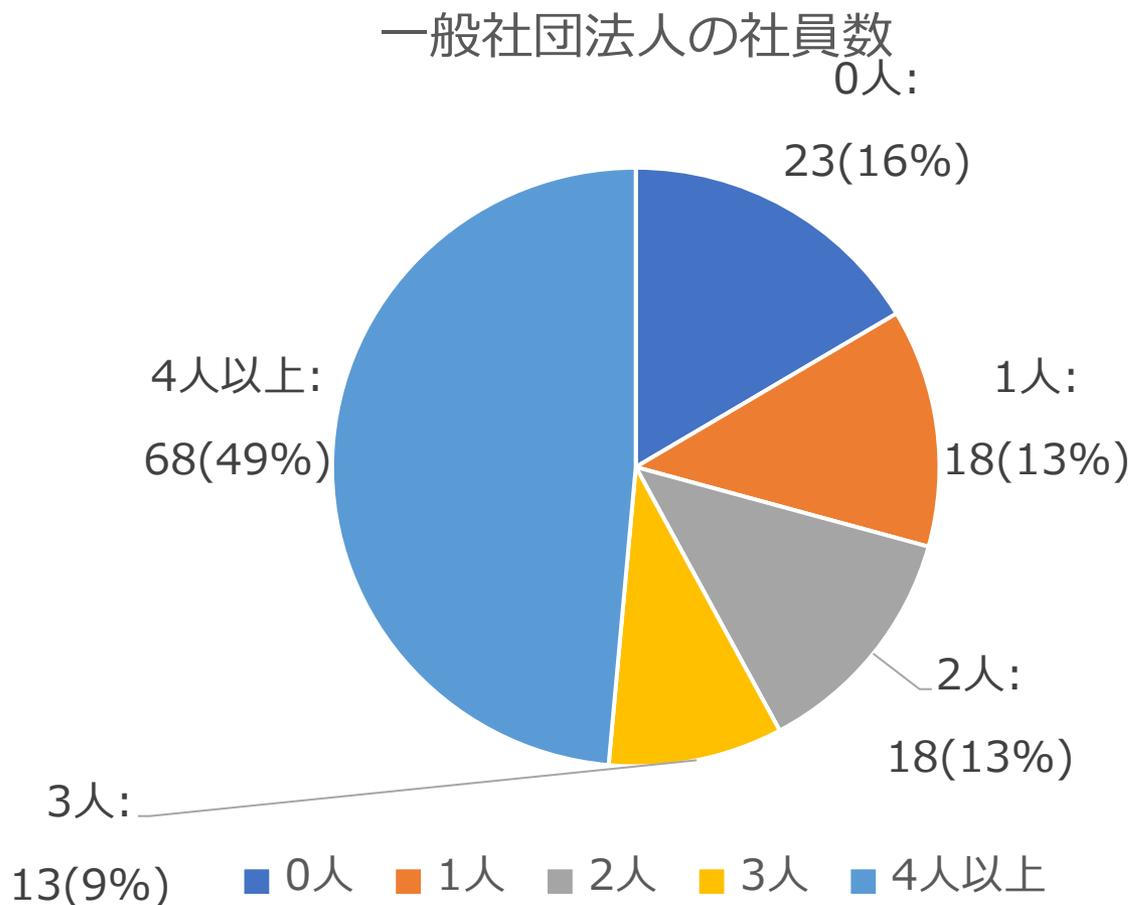
支出規模別の雇用者数

支出規模3百万円未満の小規模団体はやはり雇用なしが多い結果となった。

	3百万円 未満	3百～1 千万円	1～5千 万円	5千万 ～1億円	1～5 億円	5～10 億円	10億円 以上	合計
0人	25 (84%)	8 (23%)	7 (12%)	2 (12%)	—	—	—	42 (27%)
1人～3人	3 (10%)	18 (51%)	14 (24%)	3 (17%)	—	—	—	38 (25%)
4人～5人	1 (3%)	4 (11%)	13 (23%)	1 (6%)	—	—	—	19 (12%)
6人～10人	1 (3%)	3 (9%)	11 (19%)	4 (24%)	1 (9%)	—	—	20 (13%)
11人～20人	—	1 (3%)	10 (17%)	2 (12%)	3 (27%)	1 (100%)	—	17 (11%)
21人～50人	—	1 (3%)	3 (5%)	5 (29%)	7 (64%)	—	—	16 (10%)
51人～100人	—	—	—	—	—	—	1 (50%)	1 (1%)
101人以上	—	—	—	—	—	—	1 (50%)	1 (1%)
合計	30	35	58	17	11	1	2	154

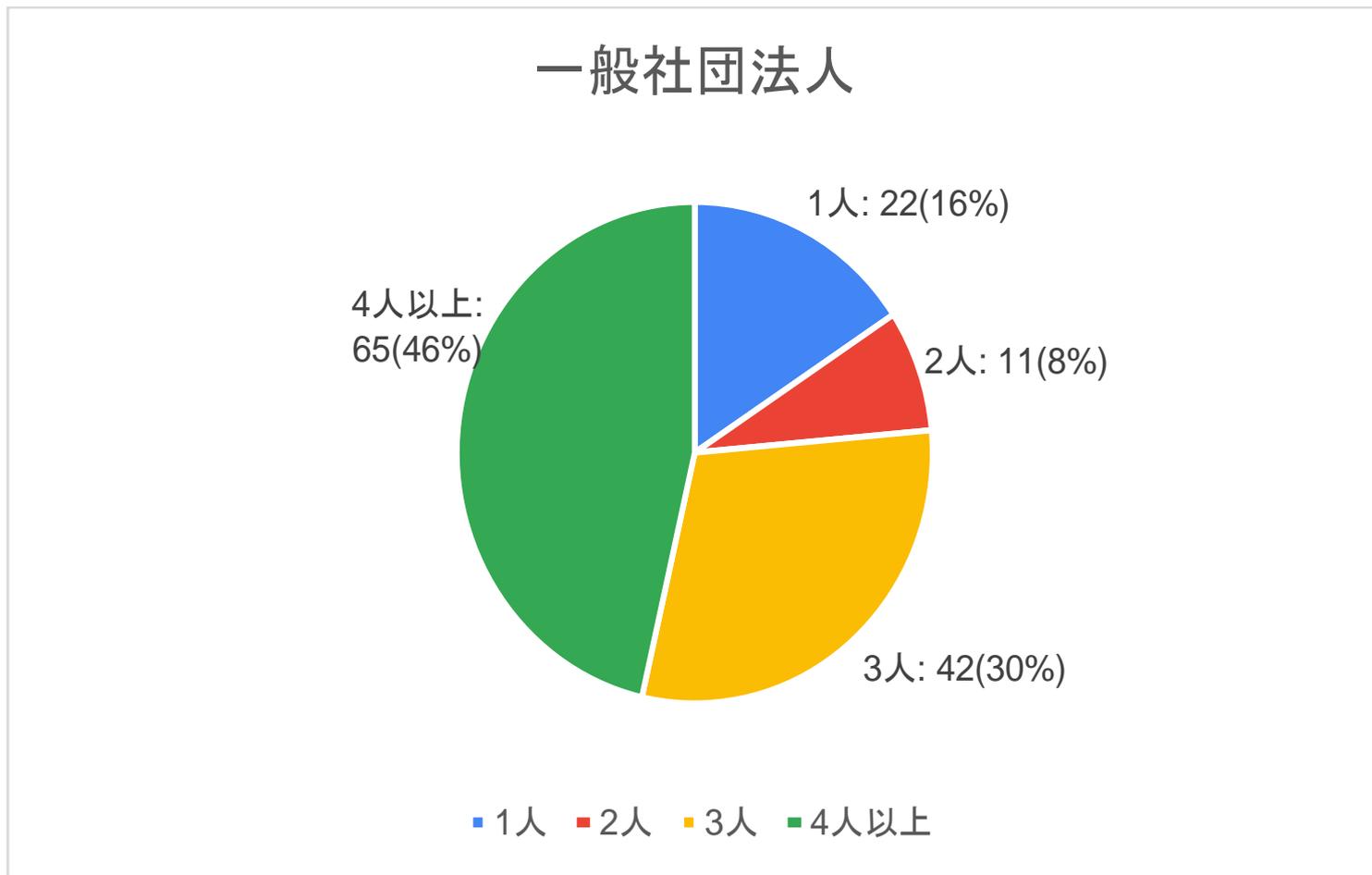
一般社団法人の社員数

0人と回答している法人も16%と2番目に多いことが分かった。一般社団法人の社員は設立時に2名必要であり、0になれば社員の欠乏として解散となるため、法令の理解度が問われる結果となった。



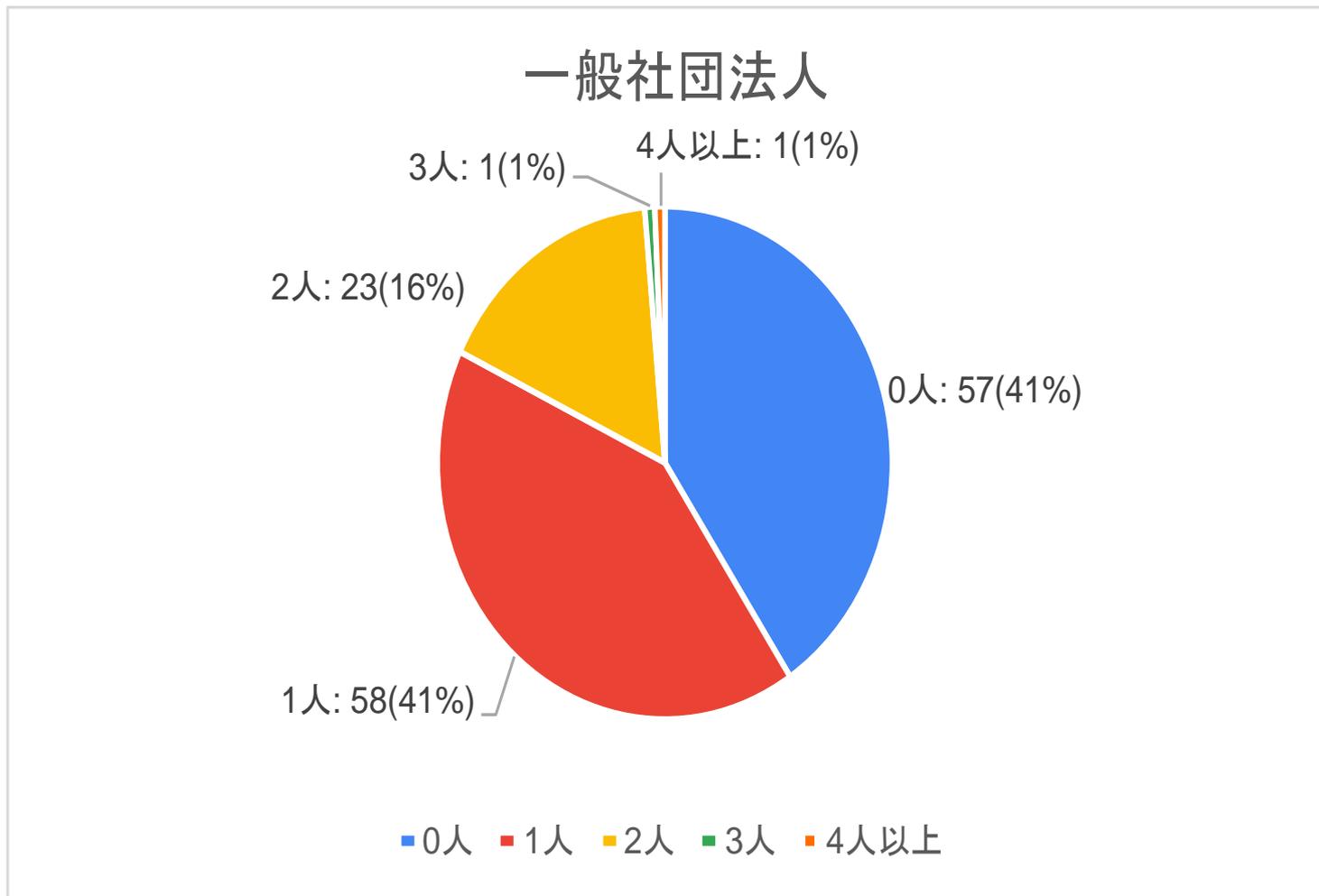
一般社団法人の理事数

理事会設置型の一般社団法人の場合は法令上理事3名以上、非設置型の場合は1名以上の理事が必要となっている。



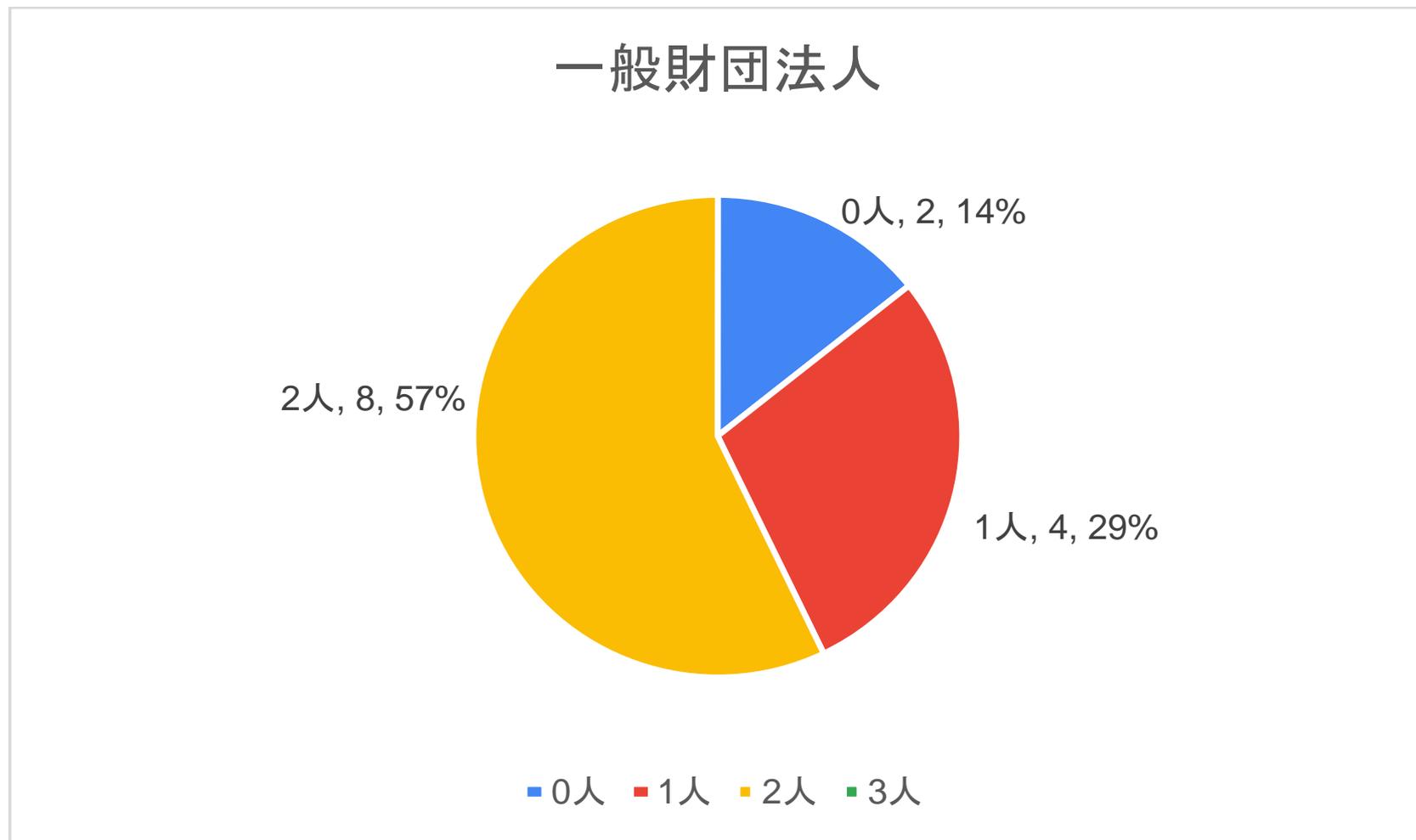
一般社団法人の監事数

法令上、理事会非設置型社団法人は監事設置を要件としていないため、監事0人も法的には認められるが、本アンケート質問10で理事会非設置と回答した一般社団法人は20法人であり、ここでの回答57法人と大きな差異があり、平仄が合わない。質問への理解不足のため誤った回答をしたのか、事実通りの回答で結果的に違法状態になっているのか判然としない。



一般財団法人の監事数

一般財団法人においては、最低1名の監事設置が要件となっているが、0人と答えた法人が2件あり、これも理解しえない現象である。



社員総会の年間開催数（一般社団法人）

法令上最低年1回の開催が必要であるにもかかわらず、全く開催していない団体が15団体（11%）もあった。

	一般社団法人
0回（全く開催していない。）	15（11%）
概ね、1回	105（75%）
概ね、2回	11（8%）
概ね、3回	2（1%）
概ね、4～5回	1（1%）
概ね、6～10回	3（2%）
概ね、11回以上	3（2%）
合計	140



評議員会の年間開催数（一般財団法人）

一般財団法人でも年1回の回答が多く、次いで年2回の回答が多い結果となり法令通りの運営がなされていることが分かった。

	一般財団法人
0回（全く開催していない。）	－
概ね、1回	7（50%）
概ね、2回	6（43%）
概ね、3回	1（7%）
概ね、4～5回	－
概ね、6～10回	－
概ね、11回以上	－
合計	14



理事会の年間開催数

理事会設置型でありながら開催回数が0回、又は1回（合計26%）と業務執行の決定機関として十分な機能を果たしていないと思われる一般社団法人が存在している。

	一般社団法人	一般財団法人
理事会未設置	20 (14%)	
0回（全く開催していない。）	12 (9%)	
約1回	24 (17%)	
約2回	24 (17%)	2 (14%)
約3回	10 (7%)	8 (57%)
約4～5回	23 (17%)	3 (22%)
約6～10回	16 (11%)	
約11回以上	11 (8%)	1 (7%)
合計	140	14



規程整備の状況

今回の調査では、規程整備の状況について詳しい調査を行うことは出来なかった。次回は、一般法人の運営に必要な規程類の調査などができればと考えている。

	一般社団法人	一般財団法人
全く備えていない。	5 (4%)	—
ほとんど備えていない。	24 (17%)	—
今現在、整備中。	9 (7%)	2 (14%)
備えてはいるが、一部不足していると考えている。	58 (41%)	6 (43%)
十分に備えている。	44 (31%)	6 (43%)
合計	140	14



一般社団法人については、企業会計原則がボリュームゾーンとなっており、その次にNPO法人会計基準が続く結果となった。

一方で、一般財団法人は全ての法人が公益法人会計基準に準拠していることが分かった。

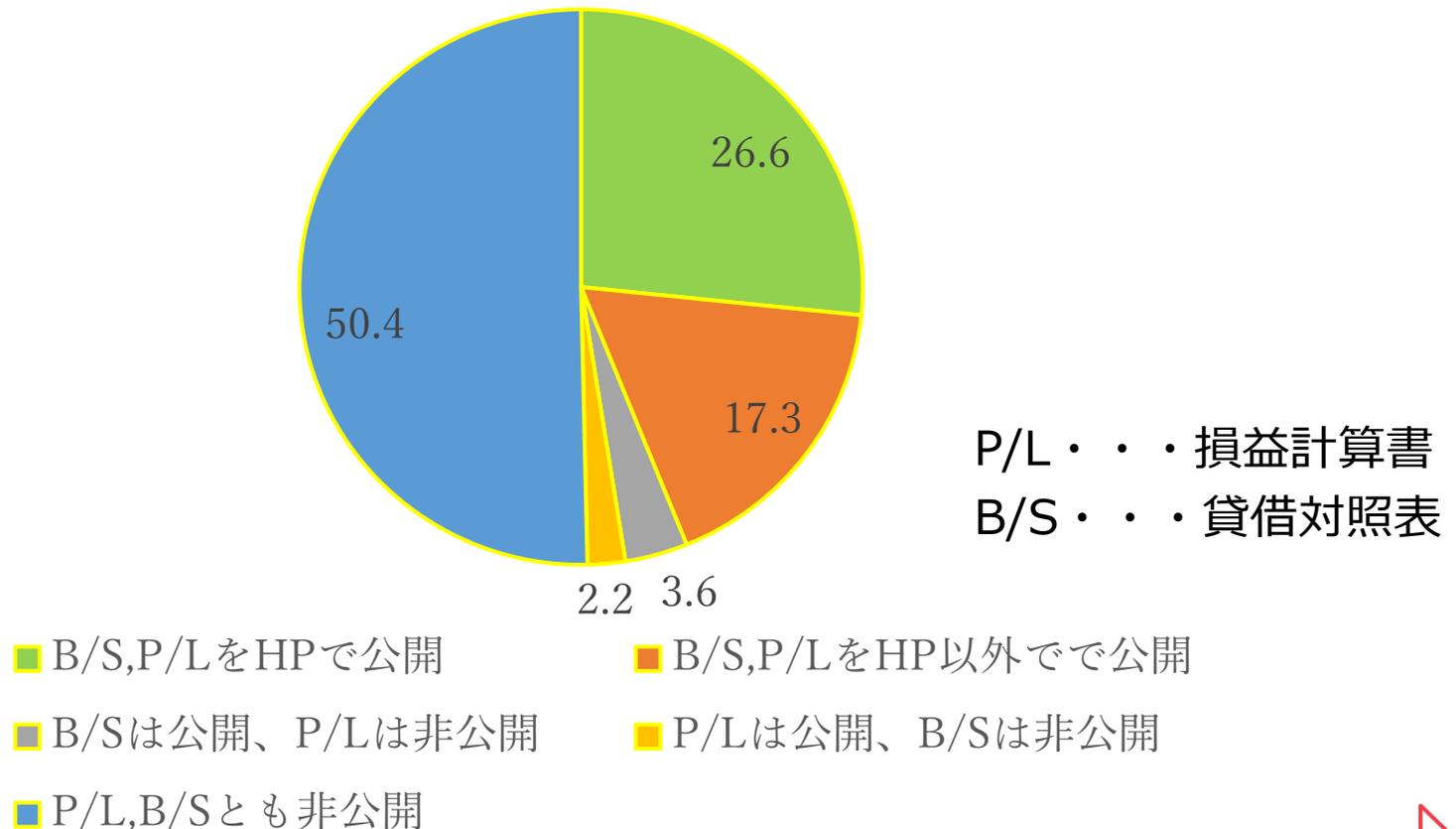
	一般社団法人	一般財団法人
NPO法人会計基準	36 (26%)	—
企業会計原則	65 (47%)	—
公益法人会計基準	20 (14%)	14 (100%)
社会福祉法人会計基準	2 (1%)	—
その他の会計基準	3 (2%)	—
団体特有の基準	4 (3%)	—
収支額の計上のみ	10 (7%)	—
合計	140	14



ホームページ等での財務情報公開

一般社団法人はほぼ二極化しており、財務諸表を全く公開していないが50%強、部分的に公開しているのが50%弱であることが分かった。

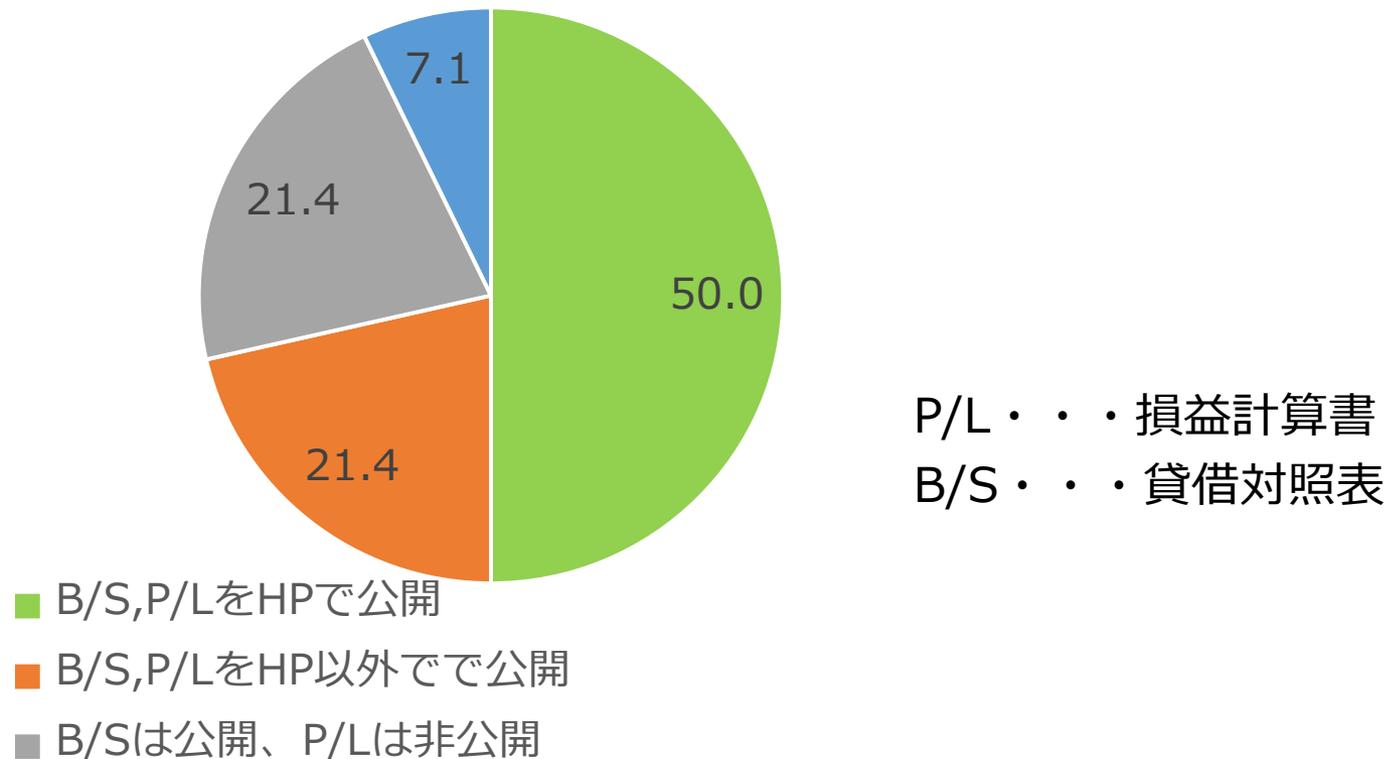
財務諸表公開状況（一般社団法人）



ホームページ等での財務情報公開

一般財団法人は、P/L、B/Sとも非公開は7.1%(回答数では1件)、ホームページかそれ以外の方法により全面公開が70%強と社団法人とは対照的な結果となった。

財務諸表公開状況(一般財団法人)



支出規模ごとの予算・事業計画策定状況

どの支出規模においても、事業計画も予算も策定していると回答する法人が60%以上となり、一方で事業計画も予算も策定していない法人が10%前後あることも分かった。

	3百万円未満	3百～1千万円	1～5千万円	5千万～1億円	1～5億円	5～10億円	10億円以上	合計
事業計画および予算のいずれも策定している。	18 (60%)	23 (66%)	44 (76%)	13 (76%)	9 (82%)	1 (100%)	1 (50%)	109 (71%)
事業計画は策定するが、予算は策定していない。	7 (23%)	10 (28%)	6 (10%)	3 (18%)	1 (9%)	—	—	27 (18%)
予算は策定するが、事業計画は策定していない。	1 (4%)	—	1 (2%)	—	—	—	—	2 (1%)
事業計画も予算も策定していない。	4 (13%)	2 (6%)	7 (12%)	1 (6%)	1 (9%)	—	1 (50%)	16 (10%)
合計	30	35	58	17	11	1	2	154



法人格ごとの公益認定取得の検討状況

どの法人格においても、予定又は希望していないと回答する法人が最も多い結果となった。

	一般社団法人	一般財団法人	合計
予定又は希望している	14 (10%)	3 (22%)	17 (11%)
迷っている (検討中)	32 (23%)	2 (14%)	34 (22%)
予定又は希望していない	94 (67%)	9 (64%)	103 (67%)
合計	140	14	154





アンケート調査結果から
考えるガバナンス上の課題と
JCNEベーシックガバナンス
チェックの活用



ガバナンスの課題

1. 解散をしなければならないケース
 - ・ 社員0人の法人がある
2. 法令違反となっているケース
 - ・ 社員総会を開催していない法人がいる
 - ・ 理事会設置型法人に求められる条件
3. 税法上の非営利型法人の要件を満たしていないケース
 - ・ 非営利型法人の理事の人数の条件



課題：社員0人の法人がある

法務省HP「一般社団法人及び一般財団法人制度Q & A」より

Q 3 一般社団法人の社員は、何名必要ですか。

A 3 設立に当たっては、2人以上の社員が必要です。

設立後に社員が1人だけになっても、その一般社団法人は解散しませんが、社員が欠けた場合（0人となった場合）には、解散することになります。

一般法人法

（定款の作成）

第十条 一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

（解散の事由）

第百四十八条 一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

四 社員が欠けたこと。



課題：社員0人の法人がある

【アンケートの回答データの分析】

- 一般社団法人140法人のうち、社員0人は23法人、社員1人は18法人。
- 社員0人法人のうち、「社員総会を開催していない」7法人、「1回開催」14法人、「複数回開催」2法人。
- 社員1人法人のうち、「社員総会を開催していない」3法人、「1回開催」13法人、「複数回開催」2法人。

【ポイント】

- ガバナンス上の社員の条件について、十分に知られていない。
- NPO法人と違って、所轄庁に社員名簿を提出する必要がないので、人数を意識するケースが少ないのでは！？
- 社員0人法人の場合、解散しなければならないレベルの重要事項である。
- 社員1人法人の場合、社員が欠けた時には法人解散のリスクがある。



課題：社員総会を開催していない法人がいる

一般法人法

(社員総会の招集)

第三十六条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
- 3 社員総会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

【アンケートの回答データの分析】

- 一般社団法人140法人のうち、「社員総会を開催していない」15法人。
- そのうち、「理事会を設置していない」5法人、「理事会設置型だが、実際には理事会を全く開催していない」6法人、「理事会を開催している」4法人。

【ポイント】

- 法令上、社員総会の開催が必須になっていることを理解していない。
- 社員総会を開催していても、社員0人の法人もある。
- 社員総会も理事会も開催していない法人が11法人ある。



課題：理事会設置型法人に求められる条件

一般法人法

一般社団法人は理事会を設置することができる。

- ◎理事会設置型法人… 理事は3人以上、監事の設置は必須
- ◎理事会非設置型法人… 理事は1人以上、監事の設置は任意

(理事会設置一般社団法人の理事の権限)

第九十一条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、**三箇月に一回以上**、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、**定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上**その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

★この条文により、理事会を少なくとも、定款で定めがあれば年2回、定めがない場合年4回開催しなければならない。



課題：理事会設置型法人に求められる条件

【アンケートの回答データの分析】

一般社団法人のうち、理事会を設置していない20法人、設置している120法人。

①理事会の開催

理事会設置型法人120法人のうち、理事会の開催回数

0回12法人 1回24法人 2回24法人 3回10法人 4回以上50法人

→このうち、0回、1回の法人はあきらかにガバナンス違反。

2回、3回の法人も定款の定めがない場合はガバナンス違反になる。

②理事の人数

理事会設置型法人120法人の理事の人数（3人以上必要）

理事1名： 17法人 （ガバナンス違反）

理事2名： 9法人 （ガバナンス違反） 計26法人

理事3名： 32法人

理事4名以上：61法人



③ 監事の設置

一般社団法人140法人のうち、監事0人の法人は57法人。

(もともと監事非設置型か、監事設置型だが監事がないケースなのかはアンケートでは不明である)

監事設置が必須となる理事会設置型法人120法人のうち、監事がない法人は、40法人

【ポイント】

- 一般法人法では、条件が複雑なので、理事会や監事などの条件が正しく理解されていない恐れがある。
- 監事設置型法人の場合、理事会の回数、理事の人数、監事の設置の3つの条件が正しく設定されているかを確認する必要がある。



課題：非営利型法人の理事の人数の条件

非営利型法人の条件（国税庁ページより）

非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人の両法人に共通する条件

「各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。」

【解説】

この要件を満たすためには、少なくとも3名以上（3名を含む）の理事が必要となる。理事が2名の場合は、「理事とその理事の親族等である理事の合計数」が必然的に1名となり、理事総数の2分の1となり、3分の1を超えてしまうため。

①一般財団法人、理事会設置型の一般社団法人

理事会が設置されているため、理事は最低3名必要。

②理事会非設置型の一般社団法人

理事会が設置されていないため、本来であれば理事の最低人数は1名だが、上記の条件によって、少なくとも3名以上の理事が必要となる。

⇒つまり、非営利型法人の理事は少なくとも3名以上が条件となる。



課題：非営利型法人の理事の人数の条件

【アンケートの回答データの分析】

- 一般財団法人は理事会設置が必須であり、非営利型の11法人のうち、全法人は理事が3名以上だった。
- 一般社団法人の非営利型法人97法人のうち、理事が3名に満たない法人は13法人で、うち理事1名が5法人、2名が8法人だった。また、理事会設置型は10法人、非設置型は3法人だった。これらの13法人は非営利型法人の要件を満たしていない。

【ポイント】

- 非営利型法人の理事の人数の条件はわかりにくいため、条件が正しく理解されていない恐れがある。
- 非営利型法人の場合、あらためてその要件を満たしているかを確認する必要がある。
- 今回のアンケートでは、理事構成の確認（理事の親族等の有無）はしていない。



一般法人のガバナンス診断

一般法人の現況

- NPO法人のように所轄庁など相談できる窓口がほとんどない。最近では、地域のNPOセンターでも相談できるが、NPO法人ほど一般法人について詳しいわけではない。
- 一般法人の設立に関する情報は入手しやすいが、設立後のガバナンスに関する情報はまとまったものが少ない。
- NPO法人のように毎年所轄庁に提出する書類がないので、ガバナンスの状況を確認する機会がない。
- 現在行っているガバナンスの状況が正しく行われているのかをチェックする機会がない。

対策案

JCNEが実施している「ベーシックガバナンスチェック」を法人のガバナンスの健康診断として活用する。



ベーシックガバナンスチェック

- 対象：特定非営利活動法人（認定を含む）、一般社団・財団法人（非営利型）、公益社団・財団法人、社会福祉法人
 - 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - 評価基準：23項目（雇用がない場合20項目）
 - ① 法律や定款通りに運営を行っているという基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準
- ⇒評価過程と結果を通じて組織の基盤強化に役立つものを提供



ベーシックガバナンスチェックの評価基準

ベーシックガバナンスチェックの評価基準のうち、項目「ガバナンス」 + 「情報公開」の8基準で一般法人のガバナンス診断が可能。

- 1 法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している。
- 2 定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。
- 3 社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。
- 4 役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。

理事・監事の人数

理事会の開催

社員総会の開催



ベーシックガバナンスチェックの評価基準

5 1事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。

- ①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告
- ②役員の報酬に関する規程

理事会・総会の開催

6 監事は監査を行っている。

監事の設置

7 直近の登記事項を登記している。

8 法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。

情報公開





【参考】

JCNEの組織評価・認証制度



非営利組織の信頼性を評価で応援する

事業や組織運営の
ガバナンス全般
【一定水準のレベル】

グッドガバ
ナンス認証

訪問評価

書面評価

法令や定款通りの
ガバナンス
【基本のレベル】

ベーシック
ガバナンス
チェック

書面評価

セルフ
チェック

ガバナンス向上のための3つのステップ

ステップ3

- ガバナンス全般が出来ているかを確認したい
- ガバナンスの改善にがつり取り組みたい

グッドガバナンス認証を受診する

ステップ2

- NPOのガバナンスの基礎が出来ているかを確認したい
- まずはガバナンス意識を高めたい

ベーシックガバナンスチェックを受診する

ステップ1

- 組織運営のために必要なガバナンスの取り組みを学びたい

JCNEの2つの評価基準をチェックする

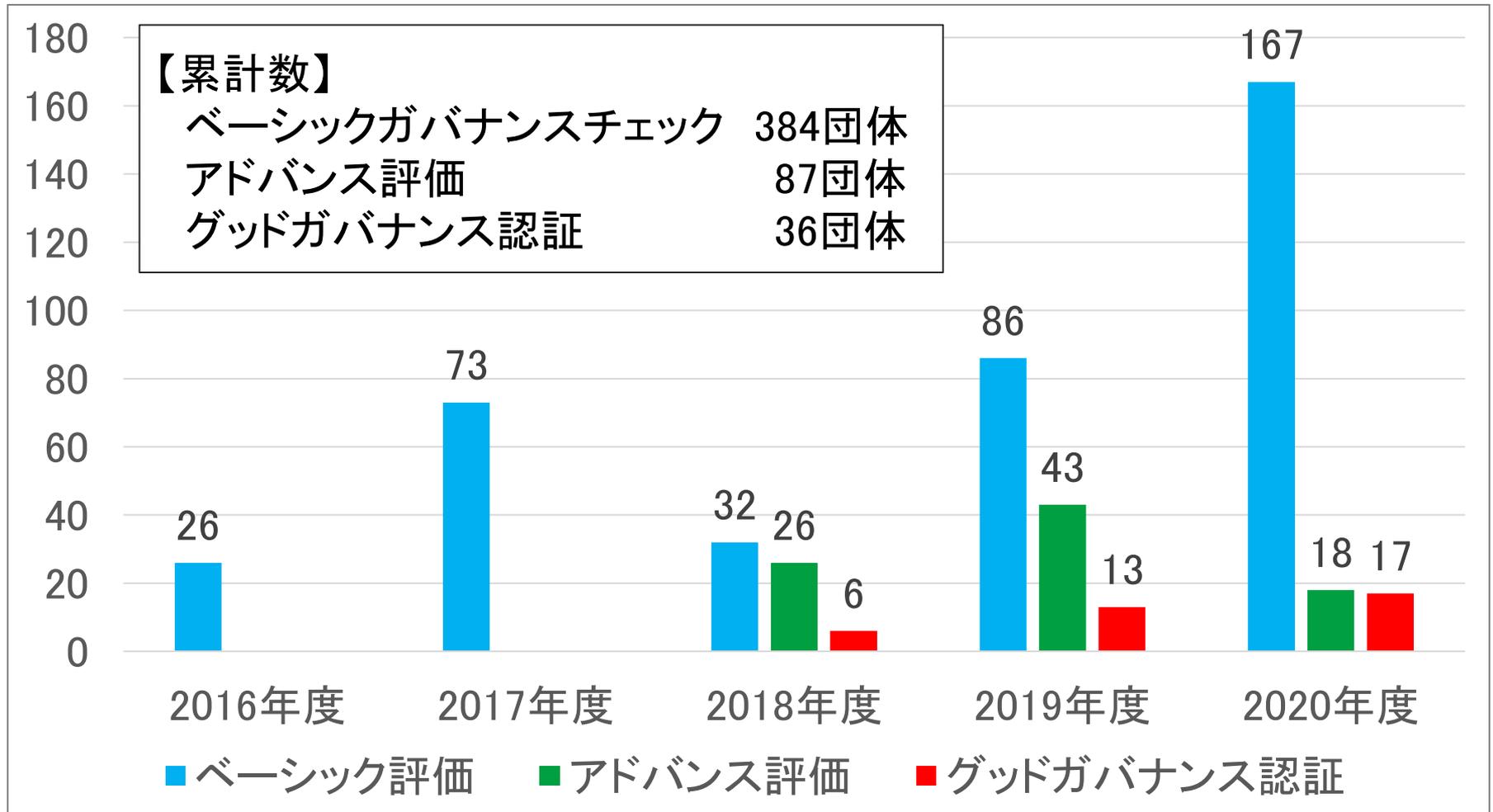


JCNEの組織評価・認証制度

	ベーシックガバナンス チェック（3年更新）	グッドガバナンス認証 （3年更新）
対象法人	特定非営利活動法人（認定を含む）、一般社団・財団法人（非営利型）、公益社団・財団法人、社会福祉法人	
評価のポイント	法令や定款通りのガバナンスの基本が出来ているかどうか？	事業プロセスと組織運営について、一定水準を満たしているかどうか？
評価基準	ベーシック評価 23基準	アドバンス評価 27基準
評価方法	①提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価） ②団体による自己評価（実施の有無で判断するセルフチェック）	①事務局による提出書類に基づく書面評価 ②評価員による訪問評価（3時間のヒアリング）
評価後	評価結果をサイトで公開	全基準を満たすと認証付与へ
費用	普及期間のため無料	普及期間のため無料



組織評価の実績（2016～2020年度）



①組織評価

⇒不足や不備を発見するための健康診断

②評価のプロセスとフィードバック

⇒組織運営の改善とガバナンス意識の向上

③第三者評価

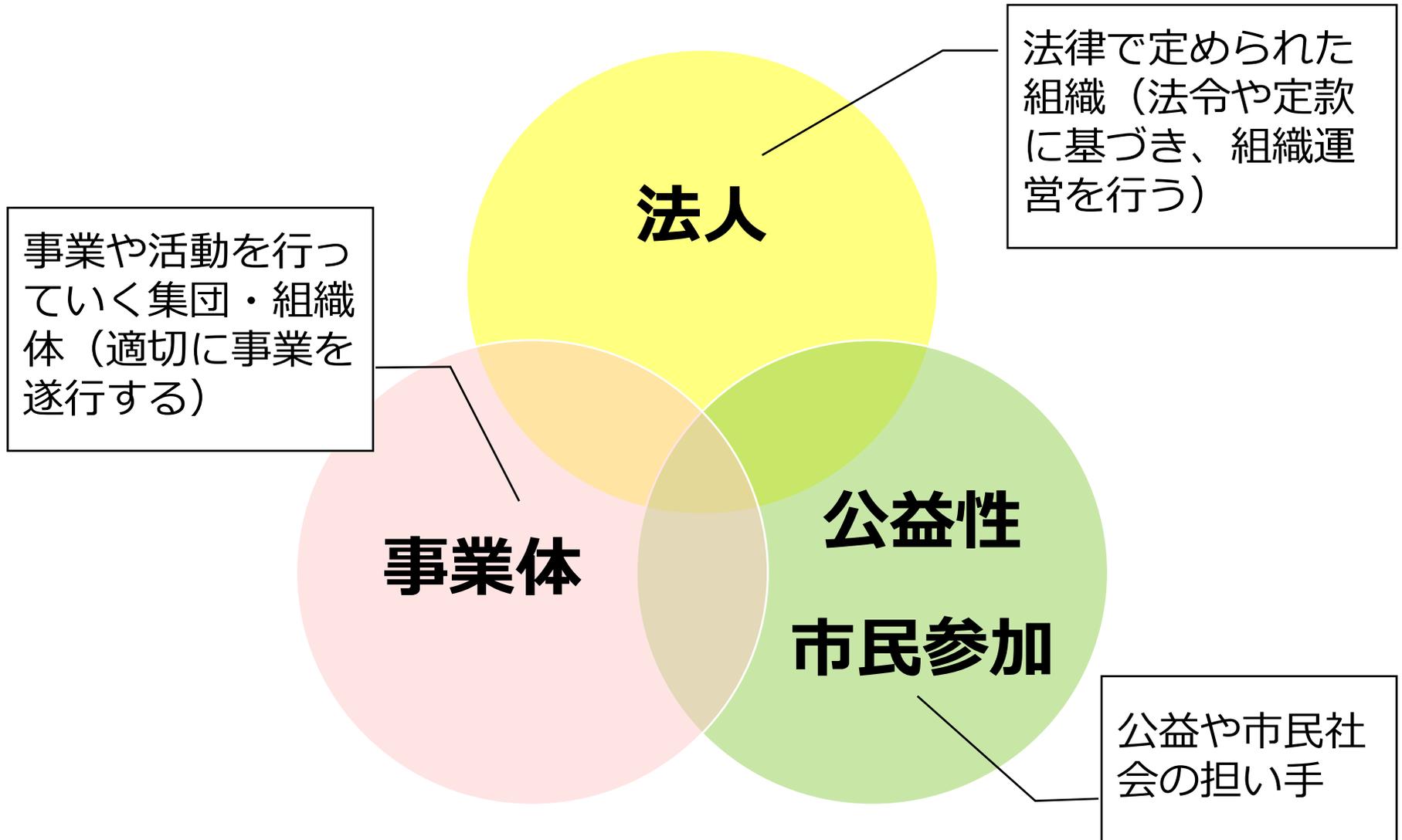
⇒評価を受けていることによる信用・信頼

受け身の評価ではなく、評価をどのように活用するか？

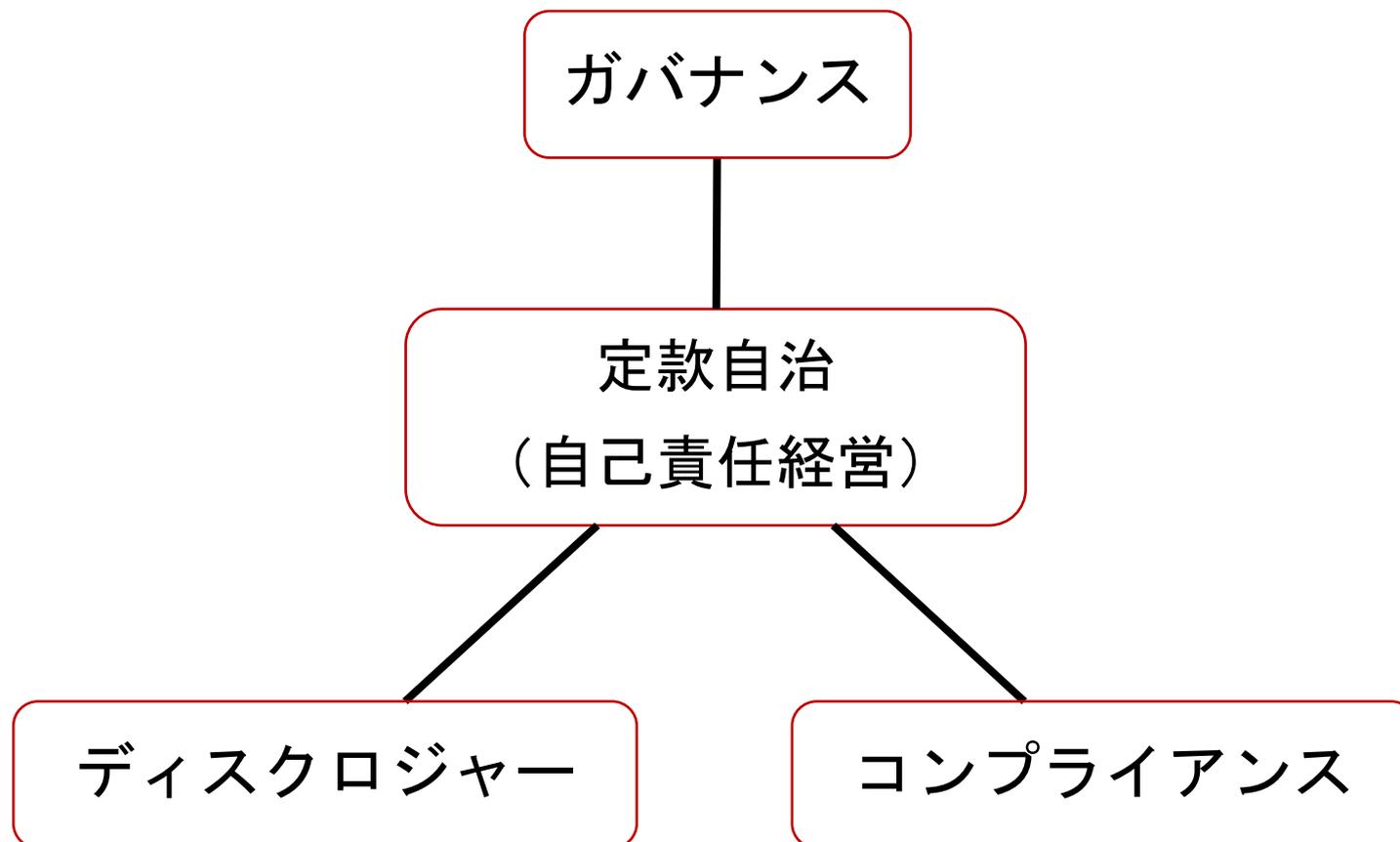
⇒組織運営の改善を行い、基盤強化を図る



非営利組織の組織評価のポイント



非営利組織の経営原則



ドナー（支援者）にとって 寄付する組織が信頼できるかが一番重要

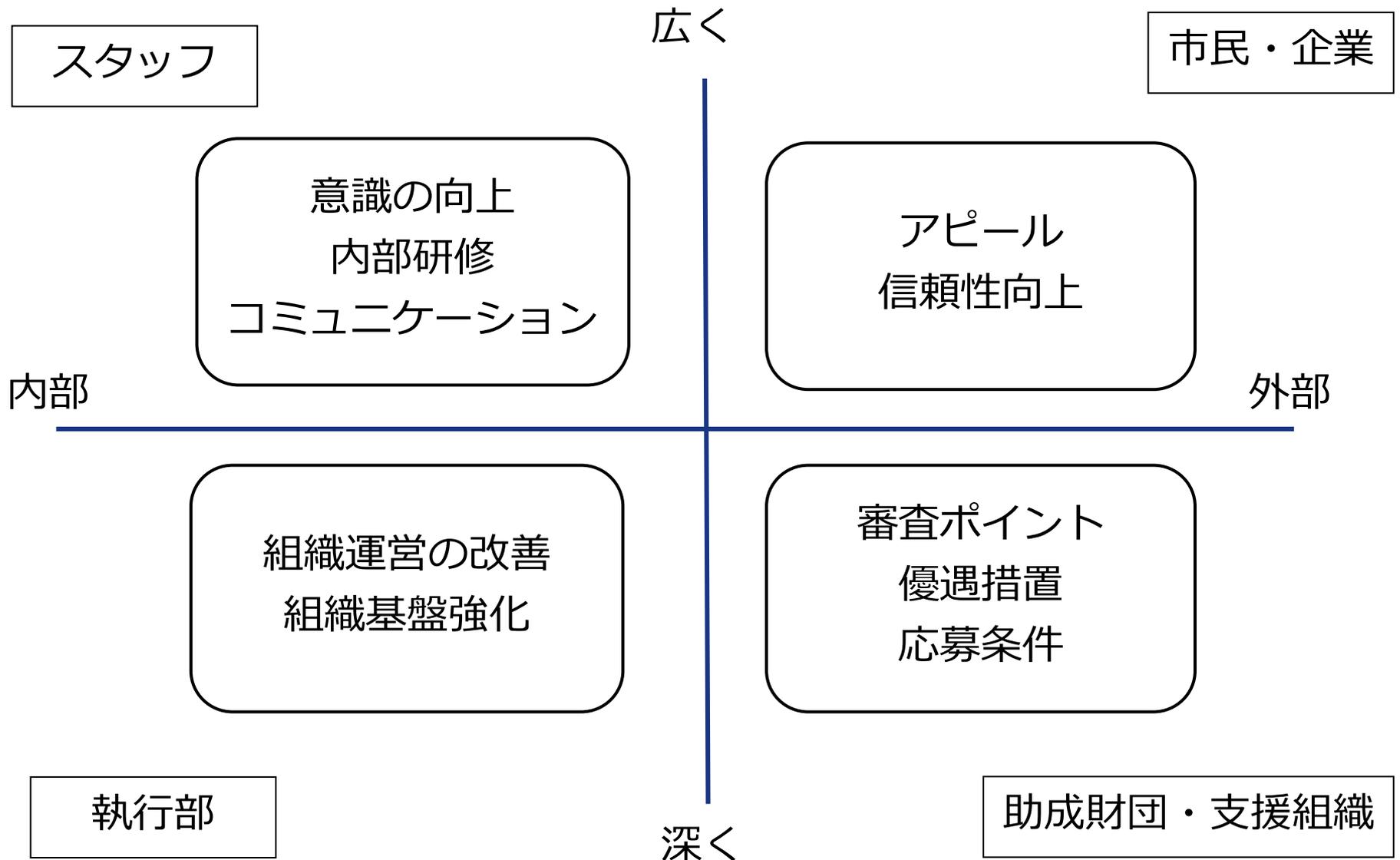


BBB WISE CEO
アート・テイラー氏

- 信頼性は感覚的である。
- 説明できる・定義できるものにする必要がある。
- フレームワークで説明する、それが組織評価である。



組織評価の活用



特に組織評価を受けてもらいたい団体

- ① ガバナンスやコンプライアンスについて、じっくり考える機会がなかった団体
- ② これまでに外部のサポート（第三者の視点）を受けたことがない団体
- ③ 事業規模が拡大し、組織基盤が追いついていない団体
- ④ 組織の中でガバナンス意識を高めたいと考えている団体
- ⑤ 組織の見直しや世代交代を行いたいと考えている団体
- ⑥ これから組織基盤を整備していきたい成長期の団体
- ⑦ 組織運営の視点でスタッフの人材育成を行いたい団体





評価制度の詳細

- ベーシックガバナンスチェック
- グッドガバナンス認証



- ◆ ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

- ◆ グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

<https://jcne.or.jp/wp-content/themes/jcne2/assets/gg-list.pdf>



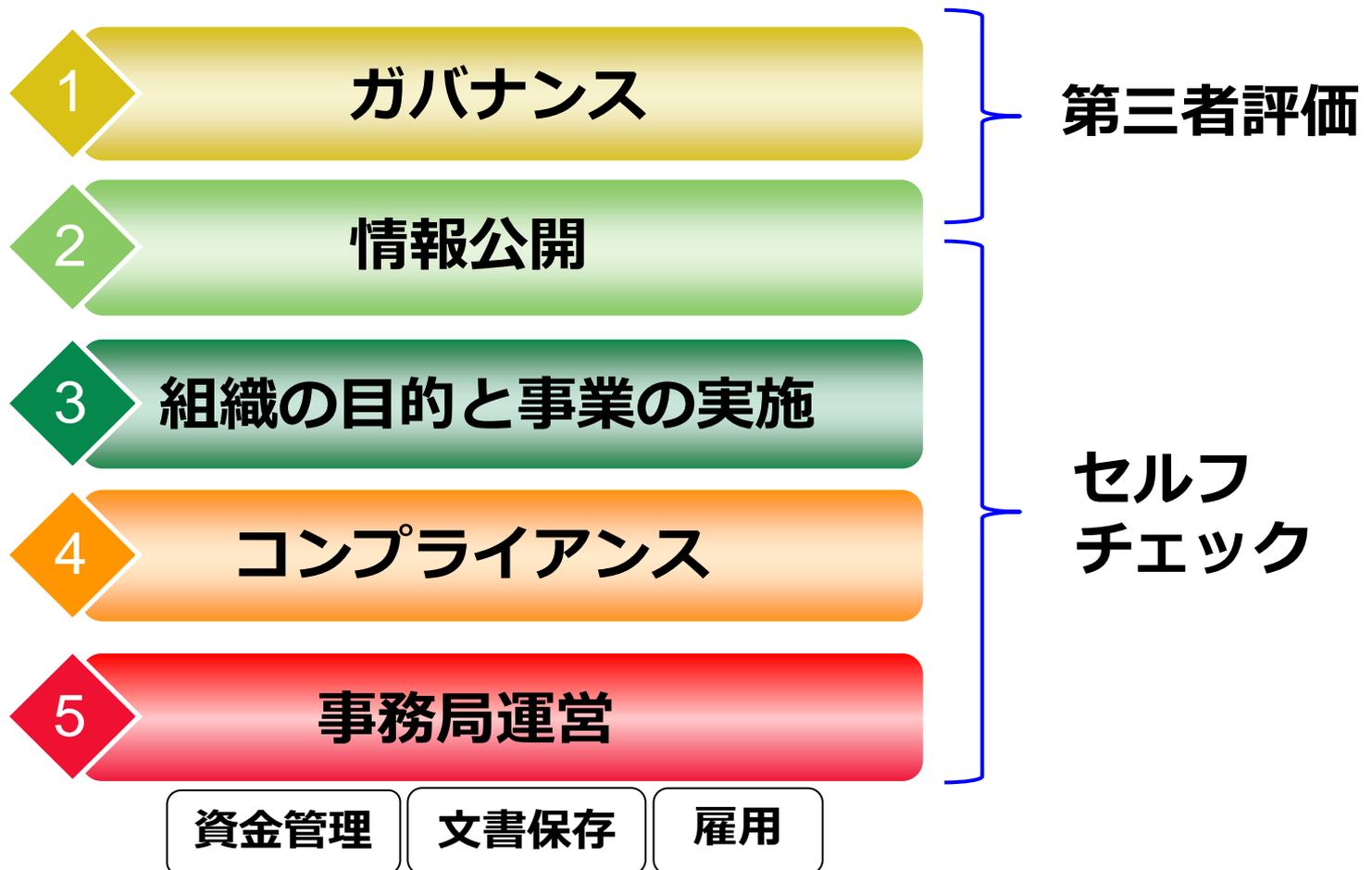
ベーシックガバナンスチェック

- 対象：特定非営利活動法人（認定を含む）、一般社団・財団法人（非営利型）、公益社団・財団法人、社会福祉法人
 - 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - 評価基準：23項目（雇用がない場合20項目）
 - ① 法律や定款通りに運営を行っているという基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準
- ⇒**評価過程と結果を通じて組織の基盤強化に役立つものを提供**

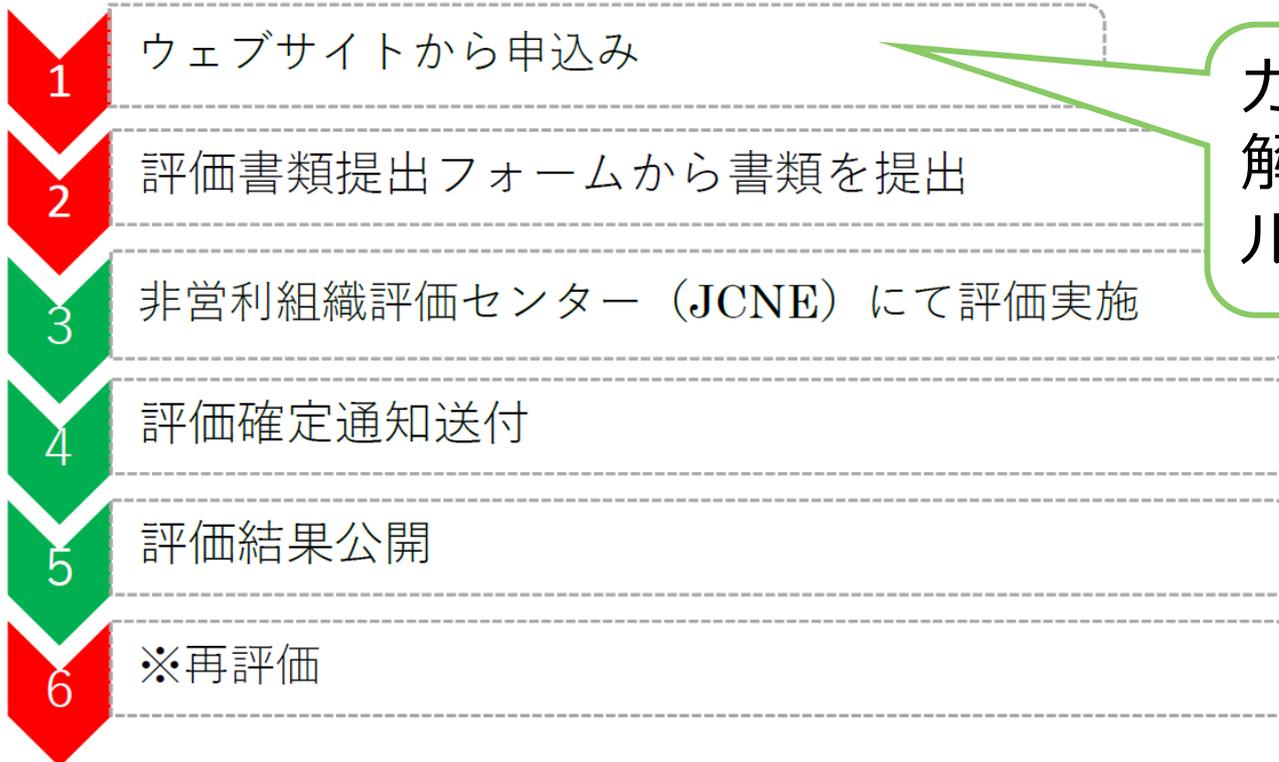


ベーシックガバナンスチェックの評価分野

- 評価の5分野：社会へ自己アピールしづらいものを対象



ベーシックガバナンスチェック



ガイドブックの
解説をもとにセル
フチェック

【提出書類】

定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／
監査報告書／役員報酬規程／役員名簿／事業報告書／決算書類



グッドガバナンス認証（アドバンス評価）

- 対象：NPO法人（認定を含む）、一般社団・財団法人（非営利型）、公益社団・財団法人、社会福祉法人
- 評価手法：書面評価と訪問評価
- 評価基準：27項目（適用除外可能なもの6項目）
 - ① 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ② 事前の書面評価と3時間の訪問調査の構成
 - ③ 事業のプロセスやガバナンスの状況をヒアリングし、評価

⇒評価過程と結果を通じて組織の基盤強化に役立つものを提供



評価項目の構成

領域	項目（評価基準数）		
I. 学びと創造	項目 1	受益者本位の視点によるニーズの把握と改善	(2)
	項目 2	課題の共有と改善・創意工夫、及び人材の育成	(3)
	項目 3	社会への情報発信と啓発活動	(2)
II. 市民参加と連携・協働	項目 4	市民参加	(1)
	項目 5	連携・協働	(3)
	項目 6	寄付	(2)
III. 社会的責任と信頼	項目 7	人権尊重と環境への配慮	(2)
	項目 8	コンプライアンス	(2)
IV. 自立と自律	項目 9	事業運営	(3)
	項目 10	リスクの管理	(1)
	項目 11	ガバナンス	(4)
	項目 12	財務と会計	(2)
4領域	12項目		27



グッドガバナンス認証とは？

■ グッドガバナンス認証制度とは？

非営利組織の信頼性を「見える化」する
第三者認証である。

第三者認証とは？

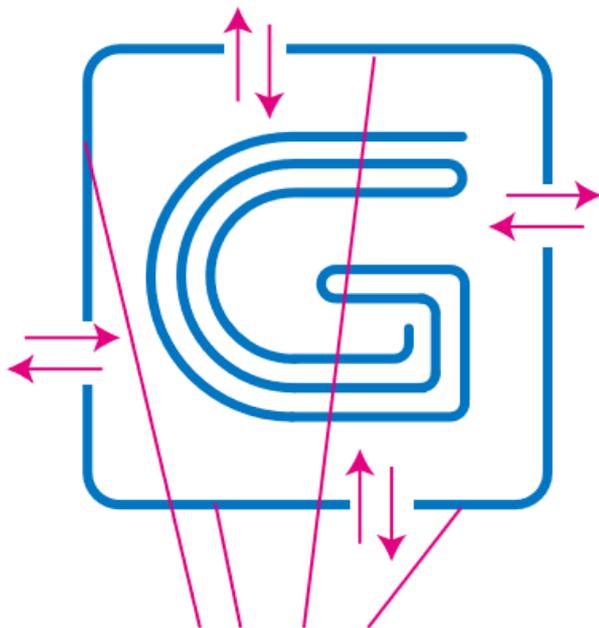
外部機関が審査、認証をする仕組み。団体と利害関係にない公平・公正な判断ができる、第三者機関が認証を行う。このことにより、寄付者・支援者・協力者に対し、信頼性の向上が期待できる。団体内部からの信頼も増す。

ISO認証やプライバシーマークなどもそれにあたる。



認証マークについて（商標登録）

透明性、信頼性をあらわす G と社会とのつながり



認証評価の4領域「Ⅰ学びと創造」「Ⅱ市民参加と連携・協働」「Ⅲ社会的責任と信頼」「Ⅳ自立と自律」を表しています。
認証されていること（＝4つのパーツで囲まれている）により、社会とのつながり、風通しの良さも現れてくるということが表現されています。

ガバナンスの頭文字「G」をモチーフにしています。
Gの文字は、中空のようなデザインとなっており、認証されたNPOの透明性、信頼性を表現しています。

Gを取り囲む四角は、4つのパーツにわかれており、これが評価の4領域を表しています。また、パーツ間の空きの部分は、風通しの良さ、社会とのつながりをイメージするものとなっており、適正に認証されている安心感、信頼性と社会へ溶け込むNPOということを表しています。

ブルーのカラーと全体感はクールでクリアな印象で、認証としての信頼性を醸成させ、丸みをもたせることでやわらかさを表現しています。



アドバンス 評価

活動・組織運営のプロセスが
しっかり出来ているか？

【評価基準】

- ・ 27基準

【評価手法】

- ・ 提出書類による書面評価
- ・ 評価員が訪問する訪問評価
(2名で3時間ヒアリング)

グッドガバ ナンス認証

アドバンス評価のすべての
基準を満たしている団体を
対象に認証審査

【認証審査委員会】

- ・ 外部有識者による審査



グッドガバナンス認証



- 団体事務所をグッドガバナンス評価員1名と評価員補佐（JCNE事務局）1名で訪問して、評価を実施します。



■ グッドガバナンス評価員とは？

定義：JCNEの評価員研修を受講し、JCNEのグッドガバナンス認証制度を運用するために評価基準を理解し、公正な評価業務を行う者として、評価員として登録された者。

対象者：NPOセンター関係者、助成財団等を含む中間支援組織関係者、NPOの役員や事務局長経験者、NPO関連の士業関係者やコンサルタントなど



約半年～1年、一緒に少しずつ山を登りませんか？

(これがグッドガバナンス認証取得までの流れです。)

グッドガバナンス認証 (アドバンス評価)

- NPOの信頼性を担保する27項目を、JCNEは厳選しました。
- まずはJCNEが書類（規程類や議事録等）を確認します。改善項目があればやり取りしながら改善していきましょう。
- 次にJCNEが貴方の事務所にお邪魔し、NPOの活躍の現場を拝見します。もし改善項目があれば改善していきましょう。
- 書類確認や訪問評価はテストではありません。改善の相談です。
- 27項目を全てクリアしたら、グッドガバナンス認証です。

- ✓ 職員の安心、自信
- ✓ 利用者も安心
- ✓ 寄付者も安心
- ✓ 長く安定したNPO活動

グッドガバナンス認証

JCNEでは書類確認と訪問評価を合わせて、アドバンス評価と呼んでいます。

27項目の書類確認
& 一緒に改善

27項目の訪問評価
& 一緒に改善

(注) 国による認定NPOの制度は、税制上の優遇措置の制度です。グッドガバナンス認証とは民間による組織評価の認証制度で、NPOの信頼性の証しとなります。認定NPOよりも、より実際的な内容で評価します。



認証取得までの道のり

申請前に
相談を受け、条件
を満たしているか
等確認

- 1 申請書の提出※14日以内に評価料の納付
- 2 自己評価に取り組み、提出データの準備をする
- 3 様式と提出データをメールまたはGoogle共有
- 4 【JCNE】提出データの確認
- 5 訪問日時の調整連絡
- 6 【JCNE】書面評価
- 7 【JCNE】改善サポート 不足がある項目についてアドバイス
- 8 【JCNE】訪問評価
- 9 【IJCNE】評価報告書の作成 送付
※基準を満たしていない項目の改善サポート
- 10 【JCNE】グッドガバナンス認証審査委員会
※全基準満たしている団体を対象に「認証決定」
「認証保留」を審査。
- 11 【JCNE】「グッドガバナンス認証決定」の通知
- 12 通知から1か月以内に認証料を納付
- 13 【JCNE】グッドガバナンス認証団体として登録公表
- 14 【JCNE】グッドガバナンス認証書を発行送付

書面評価段階で、明らかな課題（法令違反）がある場合は是正を依頼





評価のお申込みについて



グッドガバナンス認証のお申込み

1. 少人数による説明会

毎週月曜日に、オンラインで少人数による説明会を開催しています。グッドガバナンス認証の評価基準について詳しく説明をします。JCNEマンデーサロン～団体の持続性と信頼性を高める組織運営～
毎週月曜日15:00～16:30 オンライン 無料

<https://jcne.or.jp/event-schedule/list/>

2. 個別セッションの実施

当センタースタッフがオンラインで1時間の個別セッションを実施します。認証制度の概要や評価基準の説明、ガバナンスの必要性について、わかりやすく説明します。ご希望の方はご連絡ください。

【お問合せ先】 office@jcne.or.jp

★グッドガバナンス認証制度のご案内

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/



ベーシックガバナンスチェックのお申込み

1. 制度説明会

毎月1回、ベーシックガバナンスチェックの概要やお申込み方法を説明するオンラインセミナーを開催しています。

開催情報は、こちらのサイトをご覧ください。

<https://jcne.or.jp/event-schedule/list/>

2. お申込みページ

詳しいガイドブックをWebサイトに掲載しています。ぜひ、ダウンロードしてご覧ください。

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/





評価・認証のメリット



- ①助成金での活用
- ②お宝エイド
- ③日本政策金融公庫
- ④Yahoo!ネット募金
- ⑤いぞう寄付の窓口（全国レガシーギフト協会）
- ⑥アクトコイン寄付機能
- ⑦Amazon「みんなで応援」プログラム
- ⑧Go to ドネーション
- ⑨情報発信のサポート
- ⑩お役立ち情報の提供



①助成金での活用

- 助成金申請書で「組織評価」の有無を確認
- 審査の参考情報や加点ポイントに
- 助成機関 計11機関

三菱財団／地球環境基金

麒麟福祉財団／SOMPO福祉財団

トヨタ財団／日本財団／

日本民間公益活動連携機構（JANPIA）／

日本郵便／ベネッセこども基金／

ふるさと島根定住財団／ヤマト福祉財団

- ✓ 第三者評価を受けていますか？
- ✓ JCNEの評価を受けていますか？



①助成金での活用（その他）

- 助成決定した団体に対して、ベーシックガバナンスチェックの受診を条件にしたり、促しているケース
- 助成先団体のガバナンス状況のチェックと、ガバナンスの整備を目的とする
- この取り組みを導入している助成機関等 6団体

ベネッセこども基金／日本財団

モバイル・コミュニケーション・ファンド

日興アセットマネジメント株式会社

（ゲノムファンド活用プログラム 2020）

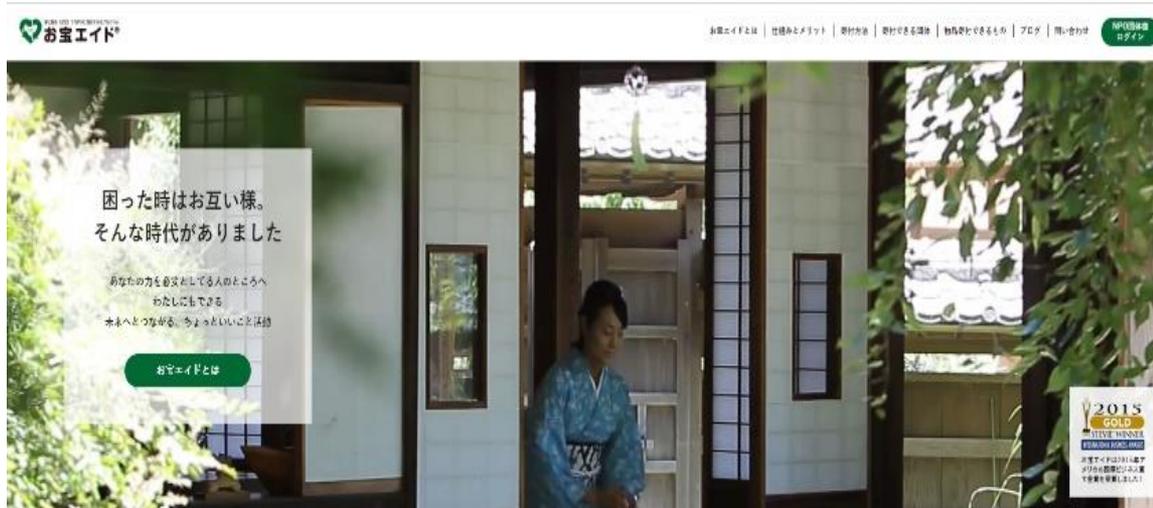
休眠預金資金分配団体（2団体）



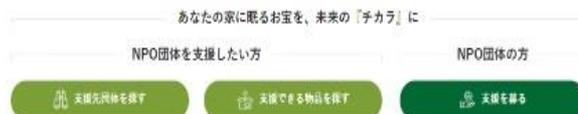
②お宝エイド

お宝エイド <https://otakara-aid.com/>

『あなたの家に眠る不用品を未来の力に。書き損じハガキ、未使用切手、貴金属、絵画、骨董品、ブランド品などで、社会に貢献しているNPOの活動支援をしませんか？』



✓ 団体の紹介ページで、グッドガバナンス認証をアピール

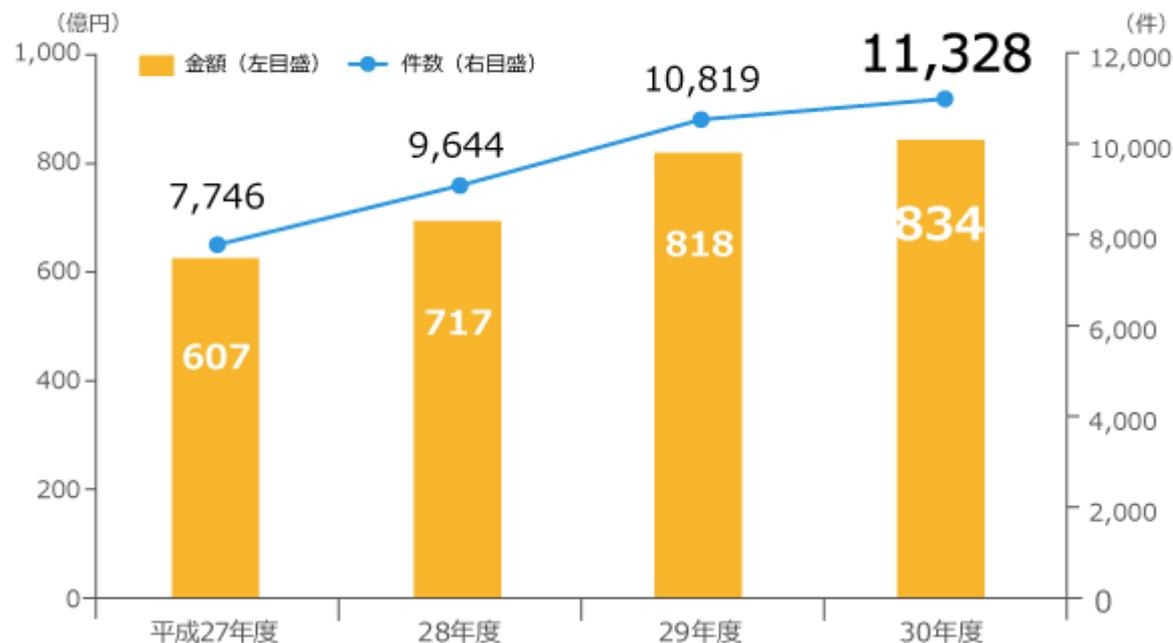


③ 日本政策金融公庫

ソーシャルビジネス支援資金（融資）

- 融資を申し込む際に認証や組織評価情報が「信頼の証し」に
- 日本政策金融公庫の本部より、NPO法人等への融資に際して、「グッドガバナンス認証の取得等を審査情報として活用するように」というお達しあり！

● ソーシャルビジネス関連の融資実績の推移



日本政策金融公庫HPより
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/social/yushi.html>



④ Yahoo!ネット募金

Y! ネット募金

生活用品がいつでも最大50%オフ

地球には冬が必要だ！気候変動に脅かされる冬や雪を守るために
一般社団法人Protect Our Winters Japan

JCNEに認証された団体です。 開設日：2019/4/30

返礼品付き 領収書発行

Protect Our Winters Japan

¥ 寄付総額 **2,146,888,222 円**

目標金額 3,000,000,000 円

達成率 68%

残り日数 あと20日

トップ 概要 活動情報 返礼品 寄付

グッドガバナンス認証団体は、信頼性の証しとして、認証マークを付けることができるようになりました。

地球には冬が必要だ！気候変動に脅かされる冬や雪を守るために
一般社団法人Protect Our Winters Japan

JCNEに認証された団体です。 開設日：2019/4/30

返礼品付き 領収書発行



⑤いぞう寄付の窓口（全国レガシーギフト協会）

いぞう寄付の窓口 <https://izoukifu.jp/>

遺贈寄付をお考えのみなさまと、無料で相談できる全国の窓口をつなぐポータルサイト

全国レガシーギフト協会

いぞう寄付の窓口

遺贈寄付を検討している方へ 専門家の方へ 活動団体の方へ 財団等の団体の方へ もっと知りたい方へ

✓グッドガバナンス
認証制度への誘導・
案内（実施予定）

いぞう寄付の窓口は、遺贈寄付をお考えのみなさまと、
無料で相談できる全国の窓口をつなぐポータルサイトです。



⑥ アクトコイン寄付機能



 actcoin

寄付先の紹介

[寄付実績を申請する](#)

**マイクロシード
ファウンダー募集**

アクトコイン開発
支援のための寄付
を募集しています
→ 詳細クリック

 **グッドガバナンス認証済み** [すべて](#)


長期入院や自宅療養をしても
友達や先生とつながれる社会
に
認定NPO法人 ポケットサポート


障がいがあっても自分らしく暮
らせる社会を創る
認定NPO法人 静岡市障害者協会


ミャンマーの最貧地域に教育の

習慣 参加 寄付 繋がり 二次元コード

actcoin

社会貢献アプリ「actcoin（アクトコイン）」の寄付機能にグッドガバナンス認証団体を掲載

【非営利組織評価センター】

グッドガバナンス認証済みで、認NPOか公益財団法人を掲載し、団体に寄付に繋がるように促進します。

【コングラント】

寄付先はコングラント株式会社のコングラントを使用して、各組織に寄付が流れるようにします。



⑦ Amazon 「みんなで応援」プログラム

こんにちは
お届け先を選択

Amazonポイント: 残高を確認 ギフト券 ランキング AmazonBasics タイムセール

プライム会員特典 対象の映画・TV番組見放題

Amazon「みんなで応援」プログラム

ほしい物リストで笑顔をお届け

このプログラムについて

全国各地で物資の支援を必要としている団体・施設・個人を、Amazon.co.jpを通じてサポートできるプログラムです。それぞれの支援先が作成した「ほしい物リスト」から商品をご購入いただくことで、簡単に物資の支援が行えます。

支援の流れ

- 1 支援する団体・施設を選んでほしい物リストを見る
- 2 贈りたい商品を選んでカートに入れる
- 3 支援先の住所を選択して商品を購入する
- 4 団体・施設に商品が贈られる

[詳しい支援方法を見る](#)

Amazon「みんなで応援」プログラムは、Amazonの「ほしい物リスト」を活用した物品寄付の仕組みです。2020年11月から開始され、グッドガバナンス認証団体に対して優先的に応募申請ができるようになっていました。また、認証を取得していることにより、Amazonの審査が免除となっています。



⑧ Go to ドネーション

GoTo ドネーション

GoToドネーションとは 税制優遇について 認定NPO法人を探す ご利用の流れ よくあるご質問

GoToキャンペーン！

トラベル？ イート？

商店街？ 寄附！

寄付者向け公式サイト

認定NPO法人登録数 8団体

本サイトは「寄付月間2020公式認定企画」として認定されたキャンペーンページです。政府が行うGoTo事業とは関係ありません。

GoToドネーション事業とは、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた「認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）」の普及を目的とした啓発事業です。グッドガバナンス認証を取得した認定NPO法人が申し込みができます。



⑨情報発信のサポート

- JCNEによる情報発信
 - ✓ 毎月1回、認証団体の寄付募集やイベント情報を収集
 - ✓ Webサイト、Facebookページ、メルマガで情報拡散
- サステナブル・ビジネス・マガジン「オルタナ」との連携（主にグッドガバナンス認証）
 - ✓ 別冊「わがパーパス」への掲載
代表が自組織のパーパス（存在意義）を自ら書くという、新しい発想のムック本
 - ✓ 「オルタナ」でのインタビュー記事の掲載（年4回）
 - ✓ 「オルタナ」のメルマガ（読者4万4千人）での紹介



⑩お役立ち情報の提供

■ アドバンス評価前

- ✓ 情報公開チェック資料
- ✓ アドバンス評価のための自己評価ガイドブック
- ✓ 労務関係のチェック表

■ アドバンス評価後

- ✓ 規程類のサンプル提供

職務権限規程、個人情報保護方針、個人情報管理規程、特定個人情報取扱規則、組織規程、稟議規程、寄付金取扱規程、文書管理規程

- ✓ 新型コロナウイルス関連の各種制度一覧

■ グッドガバナンス認証取得後

- ✓ 認証団体コミュニティ
- ✓ 交流会

■ 広く公開・情報提供

- ✓ テレワーク規程



その他のメリット

- ①（一財）日本次世代企業普及機構（ホワイト財団）（企業マッチング）
- ②（一社）あしたの食卓研究所（寄付付き商品）
- ③シェアオフィス「ワークスタイリング」での団体紹介
- ④CANPAN団体情報データベース
- ⑤「Good Governance Voice」の掲載
- ⑥「評価で応援NPOの信頼性」都道府県ポスター





第三者組織評価への
取り組みをお待ちしています。

<http://jcne.or.jp>

非営利組織評価センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1-2 日本財団第二ビル3階

Mail office@jcne.or.jp